

20 建企第 6 2 5 号
平成 20 年 12 月 24 日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
(社) 長 崎 県 ト ン ネ ル 協 会

会長 様

長 崎 県 土 木 部 長

長崎県土木部における「長崎県緊急経済雇用対策」の適切な実施について（通知）

長崎県の建設業をとりまく環境は非常に厳しく、建設市場の規模の大幅な縮小に伴う需給バランスの崩壊及び一般競争入札の適用範囲の拡大等による受注競争の激化とともに、最近のサブプライムローン問題等による不動産市況の悪化、資材価格の高騰、改正建築基準法の施行による建築確認申請手続の厳格化等により、多くの雇用を維持してきた建設業者が倒産する等地域経済に多大な影響を与えております。

このため、平成20年12月22日に長崎県緊急経済雇用対策本部会議において決定された景気対策のうち、建設業については、工事の早期発注や運転資金の確保対策等の対策を講じることとなりました。

これを受けて、長崎県土木部においては、以下の措置を速やかに講じることとします。なお、適用は平成20年12月24日から平成21年3月31日までとします。

貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮
2. 離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の導入
3. 中間前金払制度の対象範囲の拡大

4. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

指名競争入札の暫定的な拡大による入札手続期間の短縮について

1. 対象工事

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）第2条第1号に規定する対象金額以上1億円未満の一般競争入札に付する建設工事。

なお、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱（平成15年6月20日付け15監第146号）第2条の規定により実施している一般競争入札も対象とする。

2. 発注方式

通常型指名競争入札又は抽選型指名競争入札

3. 工事費内訳書の提出

工事費内訳書取扱要領（平成20年12月10日付け20建企第587号）の第2の②または③に該当した場合を除き、工事費内訳書の提出は不要とする。

4. 見積期間の設定

見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条の規定に基づくが、長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入する場合がある。ただし、入札執行通知日及び入札執行日は算入しない。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5日以内に限り短縮する場合がある。

5. 配置予定技術者の事前届出

配置予定技術者の事前届出は不要とする。

6. 指名選定の方法

- ① 指名業者数は、入札参加機会の確保の面から、15者まで拡大する場合がある。また、同順位者が存在する場合は、15者を超えて全数を選定する場合がある。
- ② 同時期に複数の工事を発注する場合は、抽選型指名競争入札を適用する場合がある。ただし、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行要領（平成14年3月29日付け13監第536号）第13条及び第14条第1項の適用はしないものとする。
- ③ 指名選定の方法については、「指名競争入札における業者の選定方法について」による。

7. その他

分割工事（同一施工箇所を二以上に分割したことにより生じた複数の同種工事をい

う。)を発注する場合には、「1の工区の落札者が行った同一事業の他工区の入札は無効とする」旨の条件を付する場合がある。

離島建設企業の受注拡大に向けた「地域力保全型指名競争入札」の試行について

地域力保全型指名競争入札の概要

① 対象者

離島地域において、発注機関の管内に主たる営業所があり、かつ、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者。ただし、上五島土木事務所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付けされた管内業者も対象とする。

② 対象工事

離島地域の発注機関が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で、特殊な技術を必要としない工事。

③ 発注方式

通常型指名競争入札

④ 指名業者数は、原則として5者～10者とする。

⑤ 入札参加条件

- 下請は、管内に主たる営業所を有する建設業者を原則とし、2次下請までとする。
- 工事現場毎に下請負人を指導する責任者を配置すること。（現場代理人との兼任可能）
- 下請金額の合計額が3千万円以下の場合であっても、施工体制台帳の提出等を行うこと。
- 適正な下請契約締結などの法令遵守を徹底すること。

※ 詳細については、別添「長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領」を参照すること。

中間前金払制度の対象範囲の拡大について

「中間前金払制度の活用促進について（通知）」（平成20年12月10日付け20建企第586号）の※改正の（２）について、「２．対象工事」、「６．中間前金払と既済部分払の選択」及び「６の２．契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合」の改正内容は、平成21年１月５日より前に見積執行通知又は入札執行通知又は入札公告し、現在履行中の工事にも適用することとするので、既済部分払から中間前金払への変更を希望する場合は、契約担任者に前記通知に基づき申請等を行うこと。ただし、前記通知の６．（３）のただし書きに記載しているとおり、「既に中間前金払又は既済部分払を行った場合は変更することができない」ので注意すること。